

平成23年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 大証二部)
問合せ先 取締役管理部長 霞 良 治
(TEL 06-4799-8850)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成23年3月15日付(訴状到達日 平成23年3月23日)にて訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、平成4年より賃借してきた友田町ビル(賃貸人 神戸設備工業株式会社(以下「神戸設備工業」という))を平成23年4月30日付で退去すべく、平成22年7月23日付で、本件賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行いました。

これに対し、神戸設備工業より、当社の意思表示が特約違反又は信義則違反に該当するとして、損害賠償請求権の存在を前提とした交渉による解決を求められましたが、当社は賃貸借契約の内容に沿って契約更新をしない旨を通知しており、神戸設備工業が主張する特約違反や信義則違反と認められる事情も存在しないことから、同社の要求を拒絶いたしました。

その後、同社より損害賠償の支払いを求める調停が申立てられましたが、平成23年3月4日の調停期日において調停が不成立となったことから、今般、当社に対する損害賠償請求訴訟が提起されるに至りました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 神戸設備工業株式会社
- (2) 所 在 地 神戸市灘区友田町四丁目1番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 泰博

3. 当該訴訟における請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金5億円及び本訴状送達日の翌日から支払済みに至るまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4. 今後の見通し

今回の友田町ビル退去につきましては、近年推進しております保有不動産の有効活用を目的として、自社ビルへの移転を決意したもので、「有価証券報告書」「決算短信」等で開示しております通り当社の経営方針に沿ったものであります。

当社といたしましては、神戸設備工業が主張する債務不履行・信義則違反は存在せず、また、同社が主張する損害の発生につきましても客観的な根拠がないと判断しており、今後の裁判でこの点を主張していく方針であります。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上